

令和2年米子市議会9月定例会議案

令和2年8月31日

議案番号	案 件	主 管 課	説 明
80	米子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	長寿社会	<p>国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、当該基準に従い条例で定める指定居宅介護支援事業所の管理者に関する基準について所要の整備を行うおうとするもの</p> <p>〔改正内容〕</p> <p>1 指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない常勤の管理者に関し、(その要件である)主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を管理者とすることができることとする。</p> <p>※指定居宅介護支援事業所・・・ケアマネ事業所 ※介護支援専門員・・・・・・ケアマネジャー ※主任介護支援専門員・・・・・・ケアマネジャーであつて、主任介護支援専門員研修を修了した者</p> <p>2 令和3年3月31日までに指定を受けた事業所(同日における管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。)は、令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日における管理者である者を、引き続き管理者とすることができることとする。</p> <p>〔施行期日〕</p> <p>令和3年4月1日</p> <p>〔関係法令〕</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第113号)</p> <p>令和2年6月5日公布・令和3年4月1日(一部</p>

			公布日) 施行
8 1	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	学校教育	<p>法律上、市の義務に属する学校の管理の瑕疵^{かし}による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定しようとするもの</p> <p>1 損害賠償額 130万円</p> <p>2 相手方 米子市在住の個人（米子市立小学校在学の児童。以下「対象児童」という。）及びその法定代理人</p> <p>3 事故の概要 平成29年6月1日、対象児童が下校のために教室を出て、当該事故発生場所の廊下（以下単に「現場」という。）で第1学年の児童がグループ下校のためにグループごとに待機していた現場付近を通りかかった際、当該第1学年の児童のうち整然と整列しないで動き回っていた数人の児童の1人（以下「児童A」という。）が対象児童に衝突し、それにより転倒した対象児童が歯槽骨骨折等の傷害を負ったもの</p> <p>4 和解条項の概要 (1) 米子市及び児童Aは、対象児童に対し、本件事故の賠償として、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付による既払金を除き、連帯して130万円の支払義務があることを認める。 (2) 米子市及び児童Aは、対象児童に対し、(1)の金員を本和解成立後1か月以内に支払う。 (3) 米子市、児童A及び対象児童は、米子市と対象児童との間及び児童Aと対象児童との間には、それぞれ、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p>

82	公の施設の区域外設置に関する協議について	交通政策	安来市広域生活バスの路線の一部を本市内に設置することについて協議をしようとするもの 〔主な協議内容〕 1 安来市広域生活バス（以下「イエローバス」という。）の路線の一部を米子市内に設置することに合意する。 2 イエローバスの路線の一部の米子市内への設置及びイエローバスの管理に要する経費については、安来市と米子市とが負担し、その負担額の算定の方法は、覚書で定める。 3 イエローバスは、米子市の住民も使用することができる。
83	令和2年度米子市一般会計補正予算（補正第8回）	財政	明細別紙
84	令和2年度米子市介護保険事業特別会計補正予算（補正第1回）	財政	明細別紙
85	令和元年度米子市一般会計等の決算認定について	財政	一般会計及び国民健康保険事業特別会計ほか6特別会計の決算認定
86	令和元年度米子市水道事業会計の決算認定について	水道局	水道事業会計の決算認定
87	令和元年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	水道局	令和元年度米子市水道事業会計剰余金のうち、2億2,885万2,064円を建設改良積立金として処分し及び当年度の補てん財源として使用した後の未処分利益剰余金について同額を資本金に組み入れ、並びに2,600万円を減債積立金として処分しようとするもの
88	令和元年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	水道局	工業用水道事業会計の決算認定
89	令和元年度米子市下水道事業会計の決算認定について	下水道企画	下水道事業会計の決算認定
90	令和元年度米子市下水道事業会計剰余金の処分について	下水道企画	令和元年度米子市下水道事業会計剰余金のうち700万円を減債積立金として処分しようとするもの

報告 1 0	令和元年度決算に基づく米子市の健全化判断比率について	財 政	<p>令和元年度決算に基づく米子市の健全化判断比率（実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率）を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・連結実質赤字比率 実質赤字額が発生していないため、算定されない。 ・実質公債費比率 9.1% ・将来負担比率 94.0%
報告 1 1	令和元年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率について	財 政	<p>令和元年度決算に基づく米子市の公営企業における資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告するもの</p> <p>※全ての公営企業（水道事業・工業用水道事業・下水道事業・米子インター周辺工業用地整備事業）において、資金不足額は生じていない。</p>
報告 1 2	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	子育て支援	<p>法律上、市の義務に属する物損事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和2年8月17日</p> <p>市側の過失割合 10割</p> <p>損害賠償額 7万2,776円</p> <p>相手方 米子市在住の個人</p> <p>事故の概要</p> <p>令和2年8月1日、米子市こたか保育園所属の保育士が、同保育園の駐車場で草刈り機を使って草刈りの作業を行っていたところ、当該草刈り機で草に紛れていた石を跳ね、相手方が児童の送迎のために当該作業場付近に駐車していた軽乗用自動車の左側前部座席ドアの窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損させたもの。人身事故なし。</p>

報告 1 3	議会の委任による専決処分について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について）	教育総務	<p>法律上、市の義務に属する交通事故による損害賠償について、和解し、及び損害賠償の額を決定したもの</p> <p>処分年月日 令和 2 年 8 月 18 日</p> <p>市側の過失割合 8 割</p> <p>損害賠償額 5 万 3, 575 円</p> <p>相手方 米子市在住の個人（事故当時は米子市立小学校の第 3 学年。以下「対象児童」という。）</p> <p>事故の概要</p> <p>令和 2 年 2 月 17 日、学校管理業務のため、教育委員会所属の軽貨物自動車（以下「市自動車」という。）で市道就将小学校線を走行し、市道愛宕町 3 号線（市自動車の進行方向の右側からの接道）との交差点に進入する際、同交差点に同市道から進入してきた対象児童が運転する自転車（以下「相手方自転車」という。）と出会い頭に衝突した。その際に、市自動車及び相手方自転車がそれぞれ損傷し、並びに対象児童の頸部及び左膝に傷害を負わせたもの</p>															
報告 1 4	米子市債権管理条例に基づく非強制徴収債権等の放棄について	調 査	<p>米子市債権管理条例に定めるところにより非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの</p> <table border="1" data-bbox="890 1442 1465 1854"> <thead> <tr> <th colspan="3">令和 2 年 3 月 31 日付けで放棄した非強制徴収債権等</th> </tr> <tr> <th>種 類</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市営墓地管理料</td> <td>56</td> <td>217, 510 円</td> </tr> <tr> <td>市営住宅上下水道入居者負担金</td> <td>31</td> <td>129, 771 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>87</td> <td>347, 281 円</td> </tr> </tbody> </table>	令和 2 年 3 月 31 日付けで放棄した非強制徴収債権等			種 類	件 数	金 額	市営墓地管理料	56	217, 510 円	市営住宅上下水道入居者負担金	31	129, 771 円	合 計	87	347, 281 円
令和 2 年 3 月 31 日付けで放棄した非強制徴収債権等																		
種 類	件 数	金 額																
市営墓地管理料	56	217, 510 円																
市営住宅上下水道入居者負担金	31	129, 771 円																
合 計	87	347, 281 円																
報告 1 5	米子市債権管理条例に基づく水道事業に係る非強制徴収債権等の放棄について	調 査	米子市債権管理条例に定めるところにより水道事業に係る非強制徴収債権等を放棄したことについて報告するもの															

			令和2年3月31日付けで放棄した非強制徴収債権等												
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>件 数</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道料金</td> <td>526</td> <td>5,213,953円</td> </tr> <tr> <td>修繕工事費</td> <td>2</td> <td>22,774円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>528</td> <td>5,236,727円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	件 数	金 額	水道料金	526	5,213,953円	修繕工事費	2	22,774円	合 計	528	5,236,727円
種 類	件 数	金 額													
水道料金	526	5,213,953円													
修繕工事費	2	22,774円													
合 計	528	5,236,727円													